



# 八木中だより

発行: 船橋市立八木が谷中学校

令和6年4月9日 No. 1

## 出会い



令和6年度が始まりました。3月には、13名の教職員が転出し、この4月には、9名の教職員が転入しました。教職員との出会いです。

2年生は4月8日に、1年生は4月9日に、新しいクラスの仲間との出会いがあります。この出会いでは、友達を多く作り、友情やクラスの絆を深めてもらいたいと思います。3年生は、今まで以上にクラスの仲間との絆を深めていくことを期待します。また、クラスを越えて委員会や部活動等での出会いもあります。学校生活を充実したものにするため、良い出会いをしてほしいと願っています。一人一人が、お互いに思いやりをもって接したり、良い言葉がけをしたりして、仲間との関係を築いてほしいと思います。

日本には「言霊」(ことだま)という考え方があります。これは言葉には目に見えない力があり、「声に出した言葉が実際の生活に影響する」という考え方です。良い言葉を発すると良いことが起こり、不吉な言葉を発すると良くないことが起きると信じられてきました。そのため、昔から日本では、言葉を大切にし、よく考えてから言葉にしてきました。言葉や態度はその人がどのような人間なのかを表す「心」の表現でもあります。相手のことを考え、言葉を大切にしながら、良い関係を作っていくことを期待します。

年度も変わり、新しい職員も加わりました。職員一同、生徒一人一人を大切にし、教育活動を行ってまいりたいと思います。引き続き本校の教育活動に御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

◎4月の行事予定 最終下校時刻 17:45



日	曜	日課	行 事	給食1年	給食2年	給食3年
8	月	3	始業式	×	×	×
9	火	4	入学式 1年保護者会	×	×	×
10	水	4	学年日課開始 2,3年保護者会	×	○	○
11	木	5	新入生歓迎会	×	○	○
12	金	5	2,3年実力テスト	×	○	○
15	月	短6	1年給食開始 学年評議会・常任委員会	○	○	○
16	火	6	教科リーダー会議	○	○	○
17	水	短6	本日課開始 全校評議会	○	○	○
18	木	5	全国学力状況調査(国・数 3年)	○	○	○
19	金	6		○	○	○
22	月	6		○	○	○
23	火	6		○	○	○
24	水	短4	千教研 尿検査① 水 1~4	×	×	×
25	木	5		○	○	○
26	金	短4	家庭確認① 金 1256	○	○	○
29	月		昭和の日			
30	火	短4	家庭確認② 心電図 月 1~4	○	○	○

◎5月の行事予定 最終下校時刻 17:45



日	曜	日課	行 事	給食1年	給食2年	給食3年
1	水	短4	家庭確認③ 水 1~4	○	○	○
2	木	4	授業参観週間(2,3校時) PM:部活動保護者会 金 34 水 56	○	○	○
3	金		憲法記念日			
6	月		振替休日			
7	火	6	授業参観週間(2,3校時)	○	○	○
8	水	6	授業参観週間(2,3校時)	○	○	○
9	木	5	常任委員会 尿検査②	○	○	○
10	金	短6	学年評議会	○	○	○
13	月	短6	教育実習開始(4名)	○	○	○
14	火	短6	全校評議会	○	○	○
15	水	短4	千教研 月 56 水 56	×	×	×
16	木	5	木 1~4 金 6	○	○	○
17	金	短6	1年生校外学習(未定)・3年生実力テスト 金 1~5 木 5	×	○	○
20	月	6		○	○	○
21	火	6	尿検査③	○	○	○
22	水	短6	木 1~5 水 6	○	○	○
23	木	5	水 1~5	○	○	○
24	金	6	2年生校外学習(鎌倉方面)	○	×	○
27	月	6		○	○	○
28	火	5	水 1~5	○	○	○
29	水	6	3年生修学旅行(信州方面) 火 1~6	○	○	×
30	木	6	3年生修学旅行(信州方面) 木 1~5 水 6	○	○	×
31	金	6	3年生修学旅行(信州方面) 尿検査④	○	○	×

## ◎就学援助制度について

「就学援助制度」は、経済的理由により学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。就学援助の認定者は校外活動費等の補助や給食費の免除が受けられます(但し、学校徴収金は納付が必要です)。申請を希望する方は、学校・教育委員会学務課・船橋駅前総合窓口センターにある「令和6年度就学援助 申請書 兼 同意書」(市ホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入し必要書類を添付して、学校へ提出してください。解雇や疾病等による失業等により世帯の収入が著しく減少している場合は令和6年の収入での審査が可能な場合がありますので、教育委員会学務課までお問い合わせください。

問合せ先	就学援助制度について	学務課	047-436-2852
	学校給食費について	保健体育課	047-436-2418

※船橋市外から通学されている方は、住所地の教育委員会就学援助担当課へお問い合わせください。

## ◎合理的配慮の提供について

平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、「障害者に対して不当な差別的取扱いを行うこと」が禁止されると共に、国・地方公共団体(公立学校を含む)において、合理的配慮の提供が義務となっております。

学校においては、障害のある生徒が円滑に学校生活を送れるよう、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めてまいります。「合理的配慮の提供」について、ご質問、ご要望がある場合は、学校(担任・特別支援コーディネーター・教頭)までご相談ください。

## ◎学校ネットパトロール実施について

船橋市教育委員会では、児童生徒がインターネット上でのトラブルに巻き込まれる危険性がある書き込みや不適切な画像等の早期発見・早期対応を行うことで、いじめや犯罪被害等から児童生徒を守るために、学校ネットパトロールを実施しております。

つきましては、特に問題のある投稿・書き込み等が検出された場合には、投稿削除などのご協力をいただくこともございますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、インターネットのサイト上に誹謗中傷や個人情報等が掲載されている等、気になることがございましたら、学校へご連絡ください。